

実務対応報告公開草案第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント

新日本監査法人

公認会計士 目黒 幸二

1. 新株予約権付社債の会計処理（Q3）について

（1）分離譲渡の説明文章（会社法第254条）の記載箇所

7ページの冒頭から5行目までにおいて、会社法第254条をもとに新株予約権と社債の譲渡の可能性について記載している。この箇所に記載することは、前後の文章からみて唐突な印象を受ける。公開草案第17号（旧第1号）の（Q2）のように、（A）部分の冒頭に記載するのが適当と考える。

（2）一括法の根拠

転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関しては、一括法と区分法の選択を認めているが、金融商品会計意見書によると区分法が合理的であるとされているにも係らず、一括法が採用される根拠について明確に記載されていない。

この点に関しては、公開草案第17号（旧第1号）では、金融商品会計意見書で「転換社債」の会計処理として一括法が認められる理由を記載しており、経済的実質が同一である新株予約権付社債についても一括法を認める旨を記載している。

転換社債型新株予約権付社債についても、経済的実質が転換社債と変わらないこと、実務では一括法が多いことから一括法を採用しているものと考えられるが、その点を明示すべきであると考ええる。

2. 社債と新株予約権を同時に募集、同時割当ての場合（Q4）について

3行目「・・・発行時において両者は実質的に一体のものとみられるため、」の後に、「個々の払込額をいったん合計し、その経済的実質が同一である」を入れると文脈のつながりが良くなるものと考ええる。この部分の主旨は、社債証券と新株予約権証券を別々に発行したとしても、実態は新株予約権付社債と同じなので、それぞれの払込金額をいったん合計した上で、あらためて区分法により金額を分ける処理を行う、というものだと考えられるためその点を明確にすべきである。

以 上